

令和6年度 かわさき基準(KIS)認証福祉製品 公募要領

概要

対象製品

介護保険の対象となる福祉用具、障害者総合支援法に基づく
補装具・日常生活用具、共用品・ユニバーサルデザイン製品、自助具、
介護・介助支援機器など

対象企業

※いずれか1つに
当てはまること

- ① 川崎市内に事業所等の拠点をもち、当該製品の開発や製造を行う企業
- ② 川崎市内に拠点をもち、当該製品の販売を行う企業
- ③ 川崎市内への拠点の立地を具体的に検討している川崎市外の企業
- ④ 川崎市内に拠点をもち、共同で製品の開発を（予定）している川崎市
外の企業

公募期間

令和6年6月3日（月）～令和6年7月31日（水）

申込方法

下記URLをご確認の上、申請書類を提出先にアップロードし、ご提出ください。
https:

申請書類

- ☒ 申請書（様式1）●HP掲載
- ☒ 基本情報・審査情報シート●HP掲載
- ☒ 製品のカatalog又はパンフレット
- ☒ 取扱説明書又はこれに代わるもの
- ☒ 会社案内又はこれに代わるもの
- ☒ 生産物賠償責任保険の証明書（写）又はそれに類するもの
- ☒ JIS、ISO、SG、CEなどの認証がある場合は、その証明書（写）
- ☒ 公的試験場で安全基準に関する検査を実施している場合はその書類（写）
- ☒ モニター評価を実施している場合、その結果が分かる資料
- ☒ 提出物チェックリスト●HP掲載

かわさき基準（KIS）認証後のメリット

- ① 川崎市HP・パンフレットへの掲載、紹介動画公開により製品の認知度向上に向けた普及・広報支援を受けることができる。
- ② 「川崎市福祉製品導入促進補助金」の助成対象製品となるため、市内施設への導入が促進される。
- ③ 市主催の展示会への出展機会があり、来場者として想定される福祉関係者の認知度向上に繋がる。
- ④ 「かわさき基準（KIS）」 ロゴマークを使用した広報が可能。

年間スケジュール



審査の流れと詳細

Step 1

第一次審査について

申請書類に基づき、有識者からの意見聴取（懇談会）、庁内審査を経て、第一次審査通過製品が決定します。

Step 2

第二次審査について

① ウェルテック(※)評価

製品の安全性・性能等の検証評価（定量評価）

(※)「Kawasaki Welfare Technology Lab」(略称ウェルテック)は、川崎市・東京工業大学・産業技術総合研究所の三者が共同で運営する福祉製品等の開発支援施設です。ウェルテックは高齢者施設等を模した模擬環境ラボとなっており、科学的知見に基づき、製品を使用した際の生活行動分析を通じた製品の安全性・性能等の検証を実施し、企業に検証結果のフィードバックをすることが可能です。

② モニター評価

福祉施設等において高齢者・障害当事者、介護者が製品を使用し、感じた効果効能等をアンケート形式で評価。(定性評価)

上記、2種の評価結果に基づき、有識者からの意見聴取、庁内審査を経て、認証製品が決定します。

Step 3

認証製品決定について

認証製品は、川崎市HP等において発表することに加え、令和7年3月に開催予定の「ウェルフェアイノベーションフォーラム2025・令和6年度かわさき基準認証式」において公開、表彰いたします。

申請等に関する
お問合せ先

株式会社シード・プランニング
〒113-0034
東京都文京区湯島3-19-11 湯島ファーストビル 4階
(TEL)03-3835-9211
(MAIL) kawasaki-wi@seedplanning.co.jp

市HP



事業の趣旨に関する
お問合せ先

川崎市経済労働局イノベーション推進部 成長産業担当
〒210-8577
川崎市川崎区宮本町1番地 本庁舎9階
(TEL)044-200-3226
(MAIL)28innova@city.kawasaki.jp

目次

ページ番号

1	はじめに.....	1
2	募集対象製品.....	2
3	募集対象者.....	3
4	審査の視点.....	4
5	審査の流れ.....	4
6	Q&A.....	5
7	基本情報・審査情報シート記載方法.....	6

1 はじめに

川崎市は人の自立を支援することを目的に独自に定めた8つの理念で構成された「かわさき基準（KIS）」に基づき優れた福祉製品等の認証を行っています。

平成20年度から始まった「かわさき基準（KIS）」認証事業は、令和5年度までの16年間で合計295製品を認証いたしました。

令和3年度に「Kawasaki Welfare Technology Lab」（ウェルテック）を開設し、認証審査の過程で一部製品に対し、ウェルテックにおける安全性・性能等評価を実施する等、福祉施設等におけるモニター評価を組み合わせることで、かわさき基準の理念への適合や、製品・サービスの機能等の有効性を多角的に評価しています。

令和6年度におきましても、川崎市内企業等を中心に対象として優れた福祉製品等の募集を行いますので、本公募要領に従ってご応募ください。

※本公募要領は、本事業の目的、概要、対象製品・サービス、応募資格、応募方法及びその他留意点を記載しています。

（１）かわさき基準（KIS）が大切にしている考え方

かわさき基準は、福祉先進国であるスウェーデンにおける福祉の基本方針、理念を参考としつつ、我が国の「介護保険における理念」も包含しながら我が国の現状を踏まえ、「自立支援（＊）」を中心とした以下の8つの理念により構成されています。

理念	概要
人格・尊厳の尊重	利用者の人格や尊厳が尊重されていること
利用者の意見の反映	サービス提供システムや福祉製品の開発過程に利用者が参加し、その意見が反映されており、利用者が利用したくなるような福祉製品であること
自己決定	あらゆるサービスがサービスの提供の各過程において、十分な説明と理解がなされ、本人の自己決定に基づいて行われること
ニーズの総合的把握	利用者の心理的・身体的・社会的ニーズを総合的に捉えていること
活動能力の活性化	利用者の残存能力を引き出し、心理的・身体的・社会的活動能力が活性化されるように配慮されていること
利用しやすさ	必要なサービス・相談・アフターフォローが身近なところですみやかに提供されていること
安全・安心	サービスの提供の全ての過程において、安全・安心が保障されていること
ノーマライゼーション	どのようなニーズを抱えていても、できる限りの住み慣れた環境で社会生活を営むことができるように配慮されていること

（＊）自立支援：ここでいう「自立」とは、すべてを自分でできることを意味するのではなく、「自らが望む」、「主体的に選択、自己決定できる」ことであり、家族や地域が協力することも含めて実行、実現できることを指します。

（２）かわさき基準（KIS）認証福祉製品

「かわさき基準」が定める高齢者や障害者、介護者の視点に立った「自立支援」を中心とする8つの理念に基づく、革新的な福祉製品を募集します。

2 募集対象製品

1社につき申請可能な製品数は2つまでです

①～④の全てに当てはまり、かつア～ウのいずれかに当てはまるもの

- ① 生活場面において活用することで利用者の自立支援を促進することができる製品
- ② 令和6年6月3日（月）までに販売開始し市場に導入されている製品
- ③ 令和6年6月3日（月）までに日本での販売実績がある製品
- ④ 令和7年3月中旬に「令和6年度かわさき基準認証福祉製品」として公表でき、かつ公開展示できるもの

ア

介護保険における福祉用具、障害者総合支援法に基づく補装具・日常生活用具

イ

共用品・ユニバーサルデザイン製品

ウ

自助具、介護・介助支援機器

【注意事項】

（１）対象外製品

※申請製品が対象外となる場合があるため、個別にご相談ください。

- 健康増進のみを目的とする製品で、利用者本人や介護者への検証結果のフィードバックが困難なもの。 例）マッサージ機・健康食品等
- モニター評価等が困難なもの
例）モニターに過度な負担がかかる、または、安全面で高いリスクが想定される製品
- 付属品や独立していないもの 例）部品
- 使用場面が理学療法士や作業療法士等のリハビリテーション職が提供するリハビリテーションに限定される製品（一定の資格・知見を有していなければ使用できない製品等）
- 医薬品医療機器等法における医療機器

（２）特に注意する点

申請書類（基本情報・審査情報シート）の下記審査項目において、審査項目ごとに選択し、または、記載例を参考に、問に対する回答を新たに作成してください。

2. （１）②想定する利用場面【活動シーン】プルダウンから選択

- | | | |
|---------|-------------|-----------------|
| ① 移動・移乗 | ⑤ 睡眠 | ⑩ リハビリ&レクリエーション |
| ② 排泄 | ⑥ 見守り | ⑪ 介護業務支援 |
| ③ 更衣・整容 | ⑦ コミュニケーション | ⑫ 入浴 |
| ④ 自助具等 | ⑧ 姿勢保持 | ⑬ 視覚 |
| | ⑨ 住宅等 | ⑭ その他 |

2. （１）③想定する利用者（50字程度）で記載

（記載例）

- ・ 加齢による身体機能低下
- ・ 加齢による認知機能低下
- ・ 四肢等の身体障害（片麻痺、全麻痺（脊損・頸損など）、ALS、リウマチ、その他）
- ・ 視覚障害・聴覚障害・言語障害
- ・ 内部障害（内臓機能疾患）
- ・ 知的障害・発達障害・精神障害

2. （１）④想定する利用場所（50字程度）で記載

（記載例）

- ・ 高齢者施設（通所リハ、短期入所、在宅・訪問型、老人ホーム・特養、その他）
- ・ 障害者支援施設（通所、入所、その他）
- ・ 利用者の自宅
- ・ 屋外
- ・ その他

2. （３）⑭提案する社会的価値 プルダウンから選択

- ① 本人の自立支援を促す新たな在宅ケアモデルの構築
- ② 施設や家庭内等での介護者・介助者負担の軽減
- ③ ダイバーシティの社会の実現

3 募集対象者

かわさき基準の理念に該当する福祉製品を製造・販売している国内の会社であり、①～④のいずれかに該当する企業が対象

- ① 川崎市内に事業所等の拠点をもち、当該製品の開発や製造を行う企業
- ② 川崎市内に拠点をもち、当該製品の販売を行う企業
- ③ 川崎市内への拠点の立地を具体的に検討している川崎市外の企業（※ 1）
- ④ 川崎市内に拠点をもち、共同で製品の開発を（予定）している川崎市外の企業（※ 2）

注 意 事 項

（※ 1）

立地の具体的な検討については、認証期間の令和 6 年度からの 3 年間で明確な進展がみられる等の展望がある場合を想定しています。（申請後検討等は対象外です。）

（※ 2）

共同での製品開発とは、技術分野での連携等による開発を想定しており、市内施設でのモニター評価等は含みません。例えば申請製品のために市内企業が独自技術を用いた製品を開発し、製品の一部となっている場合等が該当します。

（その他）

※ 海外で製造された製品の場合は、川崎市内の国内代理店からの申請を受け付けます。（海外事業者から直接の申請はできません。）

※ NPO法人、任意団体、個人事業主等が福祉製品を製造・販売している場合についても川崎市内の国内代理店からの申請を受け付けます。（NPO法人等から直接の申請はできません。）

申請にあたっての注意

（１）費用負担について

申請費用は無料ですが、デモ機の提出に要する費用や、通信費等、審査に要する費用、かわさき基準認証式等における展示に要する費用等は申請者負担となります。

（２）情報公開について

認証された製品に関して申請者から提供された情報（製品画像、製品 P R、販売価格等）のうち公開を想定したものについては、かわさき基準認証事業の広報のために使用いたします。また、認証審査終了後に、認証福祉製品について、「総合評価」をウェブサイトにて公開します。なお、申請者から提供された情報（製品画像、製品 P R、販売価格等）及びその審査内容については、認証に至らなかった製品を含め、当該製品の申請者以外からの開示請求には一切応じません。

（３）守秘義務について

川崎市及び認証審査等の業務に係る関係者は、申請者に関する非公開情報や審査を通じて得られた秘密情報について、守秘義務を負います。

（４）申請者の責任に帰する事項

申請製品に関する知的財産権、品質、性能、安全性等の要件やその販売に関して生じた問題の責任については、申請者が負うものとし、川崎市はその一切の責任を負いません。また、かわさき基準の申請により、生じた紛争についても、川崎市ではその一切の責任を負いません。

（５）認証の取り消し 下記のような事実が判明した場合、川崎市は認証を取り消すことができます。

- ① 認証福祉製品が、認証基準に適合しなくなったとき
- ② 認証事業者の申請に係る不誠実行為が判明したとき
- ③ 認証事業者が認証マークを不正使用したとき
- ④ 認証事業者が事業活動を中止したとき
- ⑤ 認証事業者が、公序良俗に反し、又はその恐れがあると認められるとき

（６）認証期間について

認証期間は 3 年間です。更新時に審査を実施し、更新を決定します。

（７）一次審査・二次審査について

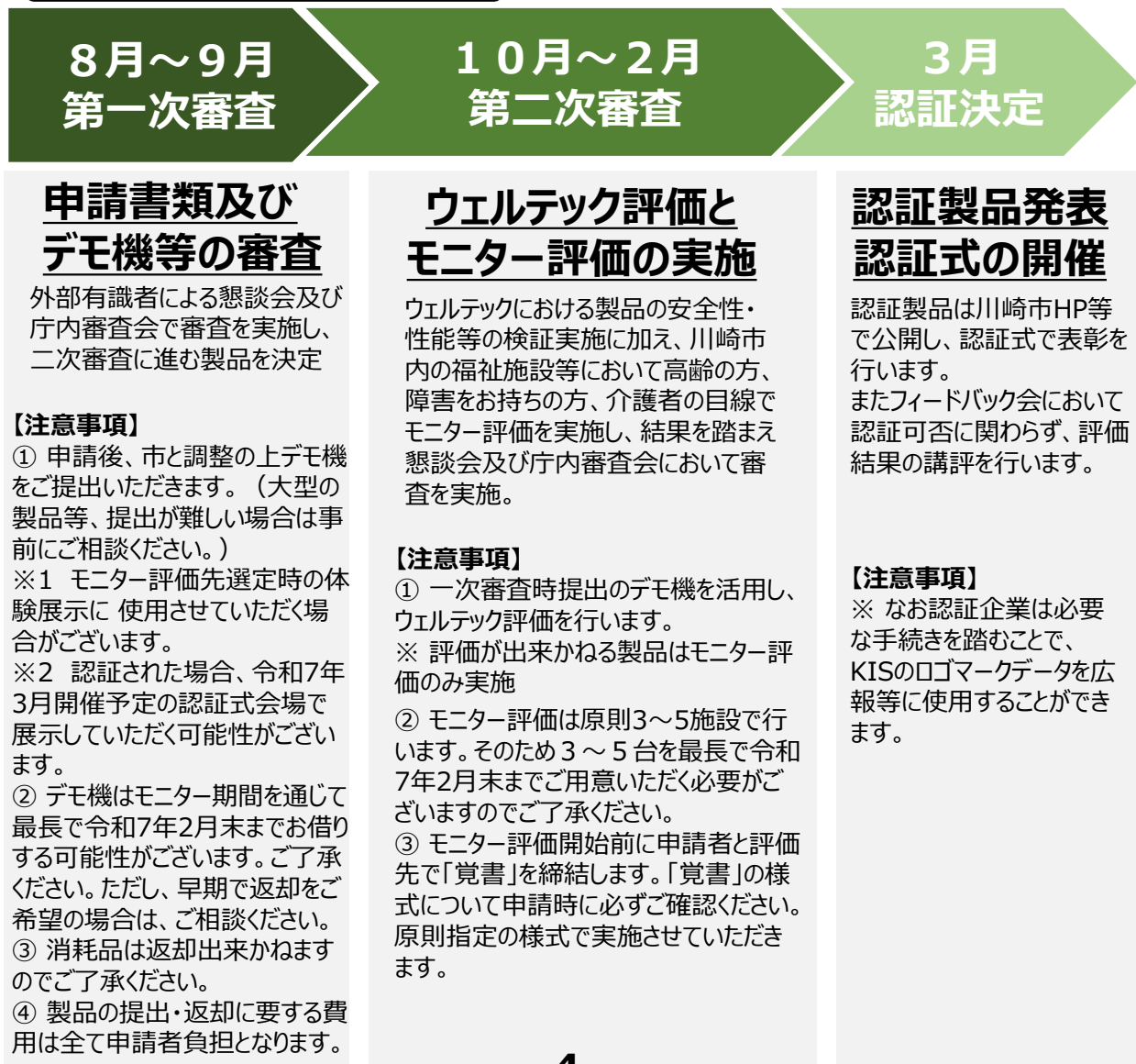
何らかの事情により、モニター評価期間において実機の調達ができない等、必要な対応ができない場合は審査を行うことができませんので、ご了承ください。

4 審査の視点

■ 以下の4つの視点で審査を実施

基本的視点	産業的視点
① かわさき基準の理念に適合しているか ② 製品の活用による将来的な福祉課題への対応に具体性があるか	具体的な福祉課題に新技術や既存の技術をどのように対応させ課題を解決しているか
社会的視点	新規的視点
製品の活用により、「新たな在宅ケアモデルの構築」、「介護者・介助者負担の軽減」、「ダイバーシティ社会（※）の実現」のいずれかに該当する新たな社会モデルの構築に向けて価値の提案を行っているか。 （※）障害の有無に関わらず活躍できる社会	利用者のニーズを捉え、潜在化していた価値を新しい価値として生み出しているか

5 審査の流れ



6 Q&A

申請について

Q 応募締切日までに予約販売が開始されていれば申請できるか。

A 応募締切日までに申請製品が市場に流通している必要があるため、申請対象外です。

Q 開発中の製品は申請できるか。

A 応募締切日までに販売を開始し市場に流通していることかつ日本での販売実績がある製品が条件となるため、申請対象外です。

Q 自社の製品が募集対象製品に該当するか判断できない。

A 判断に迷った際は事前に事務局にご相談ください。

Q 事業所等の拠点がある場合とは、具体的にどのような場合か。

A 製造拠点、営業拠点等、事業所の種別は問いません。なお必ずしも本社が川崎市内に立地している必要はありません。

Q 製品の販売を行う企業が申請した場合、メーカーは登録されないか。

A 対象製品を取り扱う川崎市内の販売代理店が申請し、製品が認証された場合、申請者である販売代理店が認証事業者として登録されます。そのため市のHPやパンフレットにおける掲載も同様となりますのでご了承ください。

Q 川崎市内に拠点の立地を検討している場合とは具体的にどのような場合か。

A 具体的な定めはありませんが、申請時から3年以内に事業所等を設置する計画が明確化している等、拠点形成について貴社内で具体的に話が進展しており、社内での合意が取れている等の状態であることが望ましいです。申請書の記載例に基づき、ご記入ください。

Q 共同で製品の開発を（予定）している場合とは具体的にどのような場合か。

A 開発に際し技術的な協業をしている場合を指します。例えば製品が作動するためのプログラムの開発、製品デザインの製作、当該製品独自の部品の製造などが挙げられます。「川崎市内の福祉施設等で実証し、専門職等から意見をもらった。」等の定性的な評価に関する協力は対象外となります。

Q デモ機の提出に関して、具体的にどれくらいの期間貸し出しを行う必要があるか。（※大型製品は別途ご相談）

A 申請受理後、8月頃に事務局と調整の上、ご提出いただき、原則審査が終了する2月末までお貸出しいただきます。（第一次審査通過が叶わなかった場合、9月～10月頃速やかに返却いたします。）

具体的には有識者等による懇談会や庁内審査会、ウェルテック評価において使用いたします。

モニター評価で複数施設等に貸し出しする機器は別に3～5台ご用意いただく必要

があります。モニター評価用の機器についてもモニター評価を開始する10月頃から終了する2月頃まで貸し出しいただくため、在庫の確保をお願いいたします。必要台数の機器が用意できない場合、審査を出来かねる場合がございますのでご注意ください。

モニター評価について

Q モニター評価の流れについて知りたい。

A

申請書の内容
に基づき、市が
実施先を決定

申請者と実
施先で「覚
書」を締結

申請者は実施先に製品を
搬入（もしくは郵送）し、
使用方法の説明を実施

約1～2か月
間評価を実施

評価終了後、製
品を搬出（もしく
は郵送）

※ デモ機の貸出について、通常の機能を確認するために実機以外に必要な機器がある場合、原則ご用意をお願いいたします。（例）スマートフォンやWi-Fiなど、見守りセンサー等で検知した情報を受信する電子機器

Q 覚書とは何か。

A 製品を使用する際、利用者の身の安全を確認するものとなっております。申請者と実施先で締結していただきます。原則、市が指定する様式で締結していただきます。 ※申請書類等を参照

Q モニター評価実施先に結果をヒアリングできるか。

A かわさき基準の審査期間中に評価結果をヒアリングする行為はご遠慮いただいております。ただし認証結果が公表された後のヒアリングを制限するものではありません。

Q モニター評価期間中に生じたトラブルの対応について

A 実施先から事務局に連絡が入った後、申請者に対応をお願いする場合がございます。速やかな評価の実施にご協力をお願いいたします。

7 基本情報・審査情報シート記載方法

※HP掲載の【記載例】も
ご参照ください。

※指定のフォームにアップ
ロードの上ご提出ください。

1. 基本情報

(1) 基本事項

①事業者名 **(公開)** ※公開情報には **(公開)** マークを入れています。

②代表者名【役職・氏名・ふりがな】 **(公開)**

③-1所在地 **(公開)** ③-2【該当者のみ】 ③-3【該当者のみ】

④問合せ先 電話番号 **(公開)**

⑤担当者名、担当者住所、問合せ先 (非公開)

申請者の要件

ブルダウンから選択してください。

⑥【該当者のみ】

(2) 製品の概況

①仕様 (300字程度) **(公開)**

寸法 (縦×横×高さ)、重量、面積や製品を特徴付ける素材、製品利用に必要な電力量など仕様に
関する事項を300字程度で記載してください。

②販売開始年月 **(公開)**

販売開始年月を和暦で記載してください。例) 令和5年4月

③販売状況 (非公開)

昨年度 (直近の年度) 販売数、累積販売数、主な販売先 (在宅、施設種別を記載してください。)

④販売目標 (100字程度) (非公開)

認証後 (令和7年度) の目標販売数を記載してください。なお、販売目標は、認証更新の審査時
(3年後) の参考とさせていただきます。

⑤販売対象地域 **(公開)**

「国内のみ」「国内・海外」を選択してください。

※国内での販売を必須とし、海外を販売対象としている場合は、国内・海外共通仕様の場合のみ対象
とします。

⑥販売価格 (希望小売価格) **(公開)**

販売価格 (希望小売価格) を税抜価格で記載し、消費税の有無を記載してください。

例) 10,000円 (非課税)

10,000円 (税抜価格)

※ 公開する販売価格 (希望小売価格) をオープン価格 (価格要問合せ) 等とする場合は併せて、
「一般的な販売価格」を記載してください。「一般的な販売価格」は、モニター評価及び懇談会の審査
に使用しますが、HP等では非公開となります。

※ 介護保険法に基づく福祉用具貸与の対象となる場合には、公益財団法人テクノエイド協会のホーム
ページで公開されている最頻価格及び平均価格をそれぞれ記載してください。

⑦製品の利用条件 (100字程度) **(公開)**

利用方法や場面、利用者制限 (身長・体重・可動域等) の有無、インターネット環境や電源の有無
等の条件を記載してください。

※ モニター評価 (二次審査) の参考にしますので、具体的に記載してください。

(3) 審査用画像・資料/公開用画像

審査用画像・資料 (非公開)

- ・写真1 : メイン画像 (JPEG画像)
- ・写真2 : 製品を使用している状況が分かる画像 (JPEG画像)
- ・写真3 : 技術を応用したポイントを表す画像 (JPEG画像)
- ・その他 : 認証審査時に確認して欲しい補足資料等 (JPEG画像またはPDFファイル)
 - ※ 画像は、JPEG形式RGBカラー、500×350ピクセル相当以上としてください。
 - ※ 画像のファイルサイズは1メガバイト程度としてください。
 - ※ 登録画像のファイル名は半角英数字とし、拡張子 (「.jpg」) を必ずつけてください。

公開用画像 **(公開)**

- ・写真1 : ウェブ公開用画像
- ・写真2 : 展示体験会チラシ及びかわさき基準認証福祉製品パンフレット掲載画像
- ・その他 : ウェブ開発・販売チームの写真など
 - ※ 画像は、JPEG形式RGBカラー、解像度350dpi (縦横位置問わず、長辺190mm程度) としてく
ださい。
 - ※ 認証時のウェブサイト公開写真は、必要に応じてリサイズして使用します。
 - ※ 登録画像のファイル名は半角英数字とし、拡張子 (「.jpg」) を必ずつけてください。

2. 審査情報

審査に関する事項について記載する項目です。

(1) 製品の概要

①製品概要（300字程度）（公開）

製品の概要について、一般の方にも分かるよう、簡潔明瞭に記載してください。

②想定する利用場面

●想定する利用場面【活動シーン】（公開）

想定する利用場面を「移動・移乗」、「排泄」、「更衣・整容」、「自助具等」、「睡眠」、「見守り」、「コミュニケーション」、「姿勢保持」、「住宅等」、「リハビリ&レクリエーション」、「介護業務支援」、「入浴」、「視覚」、「その他」から選択してください。

●想定する利用場面【環境】（公開）

想定する利用場面を「在宅」、「施設」、「在宅と施設の両方」から選択してください。

●補足事項（80字程度）（公開）

想定する利用場面【活動シーン】及び【環境】で、補足する内容があれば80字程度で記載してください。

③想定する利用者（50字程度）（公開）

想定する利用者を50字程度（複数可）で簡潔に記載してください。

【記載例】

- ・ 加齢による身体機能
- ・ 加齢による認知機能低下
- ・ 四肢等の身体障害（片麻痺、全麻痺（脊損・頸損など）、ALS、リウマチ、その他）
- ・ 視覚障害、聴覚障害、言語障害
- ・ 内部障害（内臓機能疾患）
- ・ 知的障害・発達障害・精神障害

④想定する利用場所（50字程度）（公開）

想定する利用場所を50字程度（複数可）で簡潔に記載してください。

※モニター評価先の候補となります

【記載例】

- ・ 高齢者施設（通所リハ、短期入所、在宅・訪問型、老人ホーム・特養、その他）
- ・ 障害者支援施設（通所、入所、その他）
- ・ 利用者の自宅
- ・ 屋外
- ・ その他

(2) 製品の詳細

①開発の背景（200字程度）（公開）

製品開発・販売を始めるまでの市場動向や社会背景、開発・販売を始めたきっかけについて200字程度で記載してください。

②企画・開発・販売の意義（200字程度）（公開）

製品の企画・開発・販売によって、ユーザーや社会に対して新たに提案・提供しようとした価値や、その提案・提供によって得ようとした効果について記載してください。

③創意工夫（200字程度）（公開）

製品の企画・開発において、新技術や既存の技術を応用した点など創意工夫を行った事項について記載してください。

④社会へのメッセージ（300字程度）（公開）

具体的に社会に対して提案・提供している価値やその提案によって得られる効果などを300字程度で記載してください。

⑤事故の発生状況（100字程度）（非公開）

申請製品について、事故が発生したことがある場合は、その件数及び事故の内容を100字程度で具体的に記載してください。なお、事故の発生した実績がない場合は、「事故の発生した実績はありません。」と記載してください。

(3) かわさき基準の理念との適合（全て非公開）

理念1：人格尊厳の尊重

- ① 利用者の人格、人権等に配慮した点（200字程度）
利用者の人格や尊厳に配慮した点、ライフサイクル（日常生活）に対して配慮した点を記載してください。

【記載例】

- ・ 利用者が恥ずかしさを感じたり、使用を躊躇するようなことがないように製品に●●●の要素を追加した。
- ・ 利用者の日常生活のパターンを壊さないように●●●ができるように配慮した。

理念2：ニーズの総合的把握

- ② 把握した利用者ニーズ（50字程度）
製品開発において、把握した利用者ニーズを簡潔に記載してください。※ 3つまで記載できます。

【記載例】

- ・ 障害があっても「前向きな気持ちで外出したい」という心理的ニーズ
- ・ 下肢障害があっても「自分で移動したい」という機能性に関する身体的ニーズ
- ・ 地震や火災などのもしもの時に「防災にも活用できる」という社会的ニーズ

- ③ ニーズを製品に反映した点（150字程度）
把握した利用者ニーズを製品のどの部分（機能）に反映させたか簡潔に記載してください。

【記載例】

- ・ 利用者の「前向きな気持ちで外出したい」という心理的ニーズを製品のスタイリッシュなデザイン性に反映させた。
- ・ 「自分で移動したい」というニーズを製品の●●●という構造に反映させた。

- ④ 環境負荷の低減に配慮した点（100字程度）
製造から廃棄までの製品のライフサイクルにおいて、環境負荷の低減に配慮した点があれば記載してください（ある場合のみ）。

【記載例】

- ・ 環境負荷の低減に寄与するため、リユース（再利用）やリサイクルが容易な●●●●という素材を使用している。

理念3：利用者意見の反映

- ⑤ モニター評価を実施したことの有無
モニター評価を実施したことの「有」、「無」を選択してください。
※ 「有」を選択する場合には、必ずその結果が分かる資料を提出してください。また、続けて⑥の項目を記載してください。提出できる資料がない場合は、「無」を選択してください。
- ⑥ 実施したモニター評価の内容（100字程度）
モニター評価の内容（いつ、どこで、誰に）を簡潔に記載した上で、結果がわかる資料を提出してください。

【記載例】

- ・ 令和4年5月に特別養護老人ホーム●●の入居者〇〇人に対してモニター評価を実施した。（詳細は別添資料参照）

- ⑦ 専門家評価実施の有無
専門家評価実施の「有」、「無」を選択してください。
※ 「有」を選択する場合には、必ずその結果が分かる資料を提出してください。提出できる資料がない場合は、「無」を選択してください。

- ⑧ モニター評価及び専門家評価の公表の有無
モニター評価及び専門家評価の公表「有」、「無」を選択してください。
※「有」を選択する場合には、必ずそのことが分かる資料を提出してください。提出できる資料がない場合は、「無」を選択してください。

【資料例】

- ・ HPの該当部分のコピー（自社のHPで公表している場合）
- ・ チラシ等
- ・ 論文等の該当部分

- ⑨ モニター評価や専門家意見を製品に反映させた点（200字程度）
モニター評価での利用者意見や専門家の意見を製品に反映させた点を記載してください。

【記載例】

- ・ モニター評価での「持ち運び（重量）に対して課題がある」との利用者意見に対し、〇〇kgから〇〇kgへ軽量化することで製品に反映した。

理念4：自己決定

- ⑩ 情報提供において配慮した点（150字程度）
HP、パンフレット等において、製品に関する情報を容易に入手できるように配慮した点を記載してください。

【記載例】

- ・ 自社のHPにおいて、製品の使用方法や着用方法を分かりやすく動画で説明することで、利用者が製品を購入しやすくなるように配慮した。

- ⑪ 使用、修理において配慮した点（100字程度）
使用方法、修理の問合せ等で配慮した点を記載してください。

【記載例】

- ・ WEBページや取扱説明書で問合せ先を明記するとともにQAを掲載することで、利用者が製品の使用方法や修理等の問合せを容易に行えるように配慮した。

理念5：活動能力の活性化

- ⑫ 製品を使用することで期待される効果や効能（80字程度）
製品を使用することで期待される効果や効能を記載してください。
※ 簡潔かつ具体的に記載してください。※ 最大5つまで記載可能です。

【記載例】

- ・ 洗練されたデザイン性で外出が楽しくなる。
- ・ 下肢障害のある方でも自然と自分の足が動くことを体感できる。
- ・ 簡単に着脱できることで、介護職員の負担にならない。
- ・ 全く違和感なく着用できる。
- ・ オムツ等の消費財が減少する。
- ・ 背上げの際の圧迫感や体のずり落ちを軽減できる。
- ・ 日常生活の不便さが解消され、利用者のQOLが減少する。
- ・ コンテンツ内容が充実しており、利用者が自発的に参加したくなる。

- ⑬ 製品の新規性（既存の類似製品にはない特徴）（200字程度）
既存の類似製品にはない特徴（製品の機能、デザイン、価格等）を具体的に類似製品と対比した上で記載してください。

【記載例】

- ・ 既存の類似製品には類をみない●●を製品の機能に追加しており、利用者がより快適なリクライニング姿勢をとることができる
- ・ 既存の類似製品は100,000円程度の価格設定であるところ、約半額の50,000円で提供しており、「販売価格」に新規性がある。

⑭ 提案する社会的価値

製品の活用により提案する社会的価値を「新たな在宅ケアモデルの構築」、「介護者・介助者負担の軽減」、「ダイバーシティ社会の実現」から選択してください。

理念6：利用しやすさ

⑮ 購入のしやすさ（販売価格等）において配慮した点（200字程度）

製品が身近なところで速やかに提供されるように配慮した点について記載してください。

【記載例】

- ・ 製品の市場性を確保し、利用者が購入・補修が安価で行うことができるように利用者が購入しやすい価格で提供することで、経済性に配慮した。

理念7：安全・安心

⑯ 安全性に関して配慮した点（200字程度）

製品利用に際して、安全性や機能性の確保に関して配慮した点を200字以内で記載してください。
また、生産物賠償責任保険に加入している場合は証明（写）等を併せて提出してください。

【記載例】

- ・ 長期的（反復的）な使用や想定しにくい使用の場合にも安全性が担保できるように●●●の素材を使用する工夫を行った。

理念8：ノーマライゼーション

⑰ 利用者が生活環境（自宅、施設等）で製品を使用できるよう配慮した点（200字程度）

製品利用を通じて、できる限り住み慣れた環境で社会生活を営むことができるよう配慮した点を記載してください。

【記載例】

- ・ 製品の機能に●●●を追加することで、自宅や施設などの生活環境で、自立した暮らしを送れるように配慮した。